

# はちのへのうぎょうだより

平成 28 年 11 月号 No.511

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
○八戸市ホームページ  
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



1対1トークタイムの様子

## 農業体験交流会を開催しました

去る9月4日(日)に南郷の山の楽校で農業体験交流会を開催しました。交流会は農家男性の嫁探しを目的に始まったイベントですが、現在では職業を問わず、農業に興味のある独身男女の婚活を目的に毎年開催しており、今年も男性13名、女性8名が参加し、交流を深めました。

当日は晴天に恵まれましたが、直前の台風の影響で山の楽校のひまわり畑に立ち入ることができず、実施予定だった花畑ウオークの代わりに、屋内でのそば打ち体験や、ゲームなどのレクリエーションを楽しみました。その後

の1対1トークタイムやフリー交流タイムを経て、今年も2組のカップルが誕生し、参加者からの祝福を受けていました。

なお、農業委員会が開催する農業体験交流会は今回で最後となり、今後は市が開催する独身男女の婚活をサポートしていきます。また、青森県でも独身者の出会いをサポートする「出会いサポートセンター」を設置しています。会員登録した方には様々なイベントを紹介していきますので、結婚したいが出会いがない、という方はぜひホームページ等をご覧ください。



### あおもり出会いサポートセンター 素敵な出会い応援します！

青森県在住の独身男女の結婚を支援しています。登録は無料です。月2回県内全域の婚活イベントをメルマガ配信。会員限定イベントも定期的で開催しています。

～あおサポでの出会いが未来の赤い糸に繋がる～

《お問い合わせ》

あおもり出会いサポートセンター  
〒030-0801 青森市新町 2-5-4 スペース momo2F  
TEL 017-721-1250 FAX 017-763-5523  
HP <http://adsc.jp> Email [info@adsc.jp](mailto:info@adsc.jp)

## 農家座談会は 1月開催予定です

例年12月に開催している農家座談会ですが、今年度は年明け1月に開催する予定です。詳しい日程は「のうぎょうだより新年号」に掲載しますので、そちらをご確認ください。

また、農業委員会への相談は随時受け付けております。

- ・農地の貸借、売買について
- ・耕作放棄地について
- ・転用について
- ・農業者年金について

などのご相談がありましたら、農業委員会へお問合せください。

なお、お問い合わせの際、農地についての場合は、詳しい所在地(大字、小字、地番)がわかるものをご用意ください。

問 農業委員会

場所 市庁別館5階

☎ 43-9448、43-9164



館／豊崎／下長／上長／旧市内の各地区で耕作されている農業経営者の皆様を対象とする

## 経営再開マスタープランについて座談会を開催します

国では、地域農業の振興を図るため、新規青年就農者への給付金の給付や、農業用機械の導入のための経営体育成支援事業等を実施しております。

当市では、これらの国の事業を行うため、また、これからの地域農業のあり方を検討するための「経営再開マスタープラン」を各地区において更新するため、準備を進めているところです。つきましては、プランに関する皆様の御意見を賜りたく、次のとおり座談会を開催いたします。

皆様お誘い合わせの上、お集まりくださいますようお願いいたします。

問 農業経営振興センター ☎ 27-9163 FAX 27-9166

○日時・場所

地区	日時	場所
館	11月22日(火) 13:30~	農業経営振興センター 多目的研修室
豊崎	11月28日(月) 13:30~	瑞豊館
下長	11月29日(火) 13:30~	農業経営振興センター 多目的研修室
上長	11月30日(水) 13:30~	農業経営振興センター 多目的研修室
旧市内	12月1日(木) 13:30~	農業経営振興センター 多目的研修室

会場所在地 農業経営振興センター: 尻内町字毛合清水 29  
瑞豊館: 豊崎町字上永福寺 130-1

申請月	許可申請		届出		
	3条/4,5条 (30a以下)	4,5条 (30a超)			
11月	受付	11/11~18	締切	11/7	11/21
	交付	12/15	1/6	交付	11/15
12月	受付	12/12~20	締切	12/5	12/20
	交付	1/19	2/3	交付	12/15
1月	受付	1/11~20	締切	1/5	1/20
	交付	2/16	3/6	交付	1/13

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

☎ 問 農業委員会  
43・2111 (内線4014)

前記に農業委員会でご確認ください。申請内容や申請書類について、事前の受付期間等をお知らせします。第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

農地法関係の申請受付日等について



今月の Pic up! ピック アップ  
出す鏡ともいえま  
す。人を惹き付け愛  
されるワインが、こ  
の地で生まれること  
を、首を長くして待  
ちたいですね。

近年日本のワインは国際的な評価が高まり、ワイン生産への新規参入も年々増加。これまで曖昧だった国内製造ワインの定義について法整備が進められたこともあり、現在では、ワイン産業は一過性のブームを超えた、土地に根付いた新たな産業へと変貌を遂げつつあります。

人と土、そして気候によって様々な表情を変えるワイン。その味わいは土地を映し出す鏡ともいえま

八戸市南郷地区では2014年から、八戸ワイン産業創出プロジェクトが始まりました。植えられた2200本の苗木は順調に成育し、この秋初めての収穫を迎えています。今後品質調査や収量調査を経て、本格的なワイン醸造へと動き出す予定です。

八戸ワイン



# 平成29年度用農業用免税軽油の申請受付について

農業、畜産業等を営む方が作業用トラクター等に軽油を使用する場合には、軽油引取税の免税対象となります。ついては、平成29年度用農業用免税軽油の申請受付を次のとおり行います。

1. 申請受付期間…平成28年12月9日（金）まで  
この期間以降に受け付けたものについては、平成29年3月中旬以降の交付となります。
2. 申請受付場所…三八地域県民局 県税部窓口
3. 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等（○の表示）を準備して申請してください。
4. 注意事項…「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「免税軽油納品書」の提出がない場合は、本年度以降の免税証が交付されません。

## 問三八地域県民局県税部課税第一課 ☎27-5111（内線208、210）

提出書類等		申請区分												
		個人・共同						防除組合等						
		新規	継続	更新	追加	書換	再交付	新規	継続	更新	追加	書換	再交付	
申請者が事前に準備してください	1	農地台帳記載事項証明書（農業委員会発行）	○	○	○	※1			○	○	○	※1		
	2	免税軽油使用者証（前年以前交付のもの）		○	○	○	○			○	○	○	○	
	3	機械販売証明書等（納品書可）	○				○	※4	○				○	※4
	4	免税軽油の引取り等に係る報告書（免税軽油納品書添付（写し可））		○	○	○				○	○	○		
	5	前年度軽油使用明細書								○	○			
	6	軽油使用計画書				※3			○	○	○	※3		
	7	組合員名簿（全員の押印必要・写し不可）							○	○	○			○
	8	組合定款・規約及び総会の議事録謄本							○					○
	9	切手450円（返信用封筒に貼付すること）	郵送での交付を希望する方											
	10	封筒（長形3号・120×235m/m）												
	11	印章（ハンコ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	県収入証紙400円	○		○		○	○	○		○		○	○
	13	遺失物証明書（警察署から発行された場合）				※2		○				※2		○
三八県税部にあります	14	免税軽油使用者証交付申請書（共同申請の場合→免税軽油使用者証共同交付申請書）	○		○			○	○		○			○
	15	免税証交付申請書	○	○	○	○			○	○	○	○		
	16	免税軽油所用数量計算書（農業用）	○	○	○	※1						※1		
	17	誓約書（共同申請の場合→使用者全員の署名・押印が必要）	○		○			○	○		○			○
	18	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	申請数量が1月当たり1kl以下の方						申請数量が1月当たり1kl以下の方					
	19	免税軽油使用者証書換・再交付申請書					○	○					○	○
	20	免税軽油使用者証亡失届						○						○
	21	軽油引取税免税証亡失届				※2						※2		
	22	県税関係証明等原簿	○		○		○	○	○		○		○	○

### 申請区分について

新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方  
 継続…免税軽油使用者証の有効期限が平成30年2月28日以後の方  
 更新…免税軽油使用者証の有効期限が平成30年2月27日以前の方  
 追加…免税証交付後に追加で申請する方  
 書換…使用者証に記載されている機械を追加又は削除する方  
 再交付…使用者証を紛失し、再交付を申請する方

※1…耕作地の増加による追加申請の際に必要な  
 ※2…免税証亡失による追加申請の際に必要な  
 ※3…上記以外の事由（作業内容の変更、天候不順等）による追加申請の際に必要な  
 （※1～3の場合、報告書の全ての項目が記載されていなければ、追加交付は受けられません。）  
 ※4…三八県税部に前回の使用証交付申請書が保管されている場合（使用者証交付日が過去5年以内の場合）は不要



編集発行 平成28年11月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 (TEL 43-2111 内線4013) 印刷部数4,300部 印刷経費1部あたり4.62円

# 法人化移行研修会 及び集落営農に関するセミナーの御案内

八戸地域担い手育成総合支援協議会（事務局：八戸市農業経営振興センター）では、農業経営に関する後継者不足や高齢化等の課題に対応すべく、次の日程で研修会及びセミナーを開催することといたしました。

どなたでも御参加いただけますので、皆様お誘い合わせの上、奮って御参加くださいますようお願いいたします。

問 農業経営振興センター（尻内町字毛合清水 29） ☎27-9163 FAX27-9166

## ○法人化移行研修会

開催日時 11月21日(月)18:00~19:00  
対象地区 南郷地区  
場 所 南郷公民館視聴覚室

### ・「具体的な法人への移行について」

講師 高地豊人氏 たかち総合事務所所長

※高地豊人氏の講演は、12月5日(月)に行われる集落営農に関するセミナーと同じ内容となります。  
※南郷地区にお住まいの方以外でも興味のある方は御参加いただけます。

## ○集落営農に関するセミナー

開催日時 12月5日(月)13:30~16:00  
対象地区 市内全地区  
場 所 農業経営振興センター多目的研修室

### ・「具体的な法人への移行について」

講師 高地豊人氏 たかち総合事務所所長  
時間 13:30~14:30

### ・「集落が活性化するための 営農方式について」

講師 楠本雅弘氏 農山村地域経済研究所所長  
時間 14:45~16:00

## ■農地を売ります

	所在地 (大字 小字)	地目等	面積 (㎡)	希望価格
①	市川町 鮫ノ口 34	田 (農用地)	993	0円
②	河原木 前谷地 3-6 3-8	田 (農用地)	1,309	応相談
			673	賃借：応相談

新規の農地情報をお知らせします。  
農地の詳細な所在について確認したい方、興味をお持ちの方は、農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。  
農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。  
問 農業委員会  
☎ 43・2111 (内線4015)

## 農地情報



## 編集後記

今年台風の当たり年だったようです。8月末の台風10号では、県南地域にも被害がありました。自然の力を前に成す術もありませんが、収穫を目前に、力なく倒れてしまった黄金の実に心が痛みます。被災された方々には、お見舞いを申し上げます。  
さて、秋はスポーツの季節でもあります。今年はおリンピックもあり、触発されて運動を始めた、という方もいるかもしれません。かくいう私も、日本代表選手の活躍を見て、さぼりがちだったプール通いを復活させました。日ごろの運動不足がたたって、泳ぎ終わるとクタクタですが、無心に泳ぐと雑念が振り払われるような気がします。そして何より、運動の後の白いご飯が最高に美味しい！これを機にダイエット、と思ったのですが、そうは問屋が卸さないようです。  
新米が並び始めるこの時期。店頭では各地のブランド米がしのぎを削っています。青天の霹靂も全国デビュー2年目となりました。青森の特A米をみんなに食べさせたいような、でもあまり気軽に食べられても悔しいような、それに津軽のお米だしなあ(笑)。  
秋の空に心揺れ動く、今日この頃です。  
のうぎょうだより担当 高橋